

平成23年度

丹羽広域事務組合水道水質検査計画

丹羽広域事務組合水道部

## はじめに

安全で安定した水を供給することは、当水道事業をはじめ水道関係者の最も基本的な使命といえます。現状、当水道事業では水道水の安全性を確保するため、水道法第20条の規定に基づき、定期及び臨時の水質検査を行い、水道水の安全性を確認しています。

当水道事業では、住民の皆様の生活に重要な役割である水道水の安全性、水質検査の透明性等を確保するため、あらかじめ需要者に対して水道水質検査計画を策定し、事前に公表するとともに信頼される水道水を供給していくため、一層の水質管理を行ってまいります。

## 目 次

1	基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	自己水源の状況及び愛知県営水道の受水状況	1
4	水質管理において留意すべき事項	1
5	水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由	1～2
	（1）水質検査を行う項目	
	（2）基準項目検査頻度	
	（3）水質管理目標設定項目	
	（4）採水地点	
6	臨時の水質検査	3
7	水質検査方法	3
8	水質検査計画及び検査結果の公表方法	3
	（1）水質検査計画の公表	
	（2）水質検査結果の公表	
9	関係者との連携	3

## 《平成23年度丹羽広域事務組合水道水質検査計画》

### 1 基本方針

丹羽広域事務組合水道部は、上水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (1) 水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とし、別添「平成23年度水道水質検査計画表」に特に留意すべき事項を示します。
- (2) 浄水場系統毎の検査項目及び採水地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、別添「平成23年度水道水質検査計画表」のとおりとします。

### 2 水道事業の概要

- |               |                                  |
|---------------|----------------------------------|
| (1) 水道事業体名    | 丹羽広域事務組合 水道部                     |
| (2) 給水区域      | 大口町、扶桑町 (24.76 km <sup>2</sup> ) |
| (3) 給水人口      | 56,247人                          |
| (4) 給水戸数      | 20,442戸                          |
| (5) 普及率       | 99.6%                            |
| (6) 計画一日最大給水量 | 22,800 m <sup>3</sup>            |
| (7) 一人一日最大給水量 | 375 L                            |
| (8) 一人一日平均給水量 | 335 L                            |

### 3 自己水源の状況及び愛知県営水道の受水状況

丹羽広域事務組合水道部で管理している自己水源は全部で14か所あり、16か所の井戸より地下水を処理し、供給しています。また、愛知県営水道より当水道事業の年間総配水量の約60%を受水しています。

給水状況

区分	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給水人口	人	54,649	55,221	55,748	56,091	56,247
給水戸数	人	18,966	19,125	19,843	20,144	20,442
普及率	%	99.8	99.8	99.9	99.7	99.6
総配水量	m <sup>3</sup>	6,883,128	6,990,107	7,004,698	6,925,120	6,878,360
県水受水量	m <sup>3</sup>	3,977,249	3,992,450	4,116,977	4,167,697	4,173,933
1日最大配水量	ℓ	20,985	21,909	21,501	21,708	21,067
1日平均配水量	ℓ	18,858	19,151	19,139	18,973	18,845

愛知県営犬山浄水場

- (1) 所在地 愛知県犬山市大字犬山字東洞15
- (2) 供給能力 一日最大 17,100 m<sup>3</sup>

### 4 水質管理において留意すべき事項

丹羽広域事務組合水道部の水道水は、木曾川の伏流水を源とする水量豊かで清浄な深井戸を水源とする浄水と愛知県水道用水供給事業（以下、「県営水道」）において検査を行った浄水を、各需要者に配水しております。平成20年度から平成22年12月までの間においても水質検査結果からは、水質基準内での値を確保しております。丹羽広域事務組合水道部では、水質基準内であっても若干数値の高い項目について、今後も注意して監視を続けていきます。

### 5 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

平成23年度から「水質基準に関する省令等の一部が改正する省令」が施行され、トリクロロエチレンに係る基準値が0.03 mg/L 以下から0.01 mg/L 以下に強化され、また、水質管理目標設定項目についても、トルエン、農薬類（対象農薬類4項目）の目標値が改正されました。

#### (1) 水質検査を行う項目

法令に基づく水質検査項目については、表1から表15-2のとおり各水源区域の原水及び給水栓にて水質検査を行います。

#### (2) 基準項目検査頻度

配水区の末端給水栓において、1日1回の色及び濁り、消毒の残留効果を検査し、毎月1回濁りを初めとした9項目の検査を実施します。また、年1回50項目の検査を実施し、3か月に1回実施し、消毒副生成物とされる12項目及び監視すべき項目についても3か月に1回検査を実施します。

### (3) 水質管理目標設定項目

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から大口南部水源系統にて表15のとおり水質検査を行います。井戸水として検出する恐れがある19項目を給水区域末端給水栓及び原水にて1年1回実施し、農薬類の検査は、3年で102項目全ての検査を実施し、平成23年度においては、26項目を実施します。

### (4) 採水地点(配水区の末端水栓及び原水)

No.	名 称	原 水 及 び 給 水 栓 水 採 水 場 所	
1	河 北 配 水 場	原 水	大口町河北二丁目 71 番地 (河北第 1 水源)
			大口町河北二丁目 23 番地 (河北第 2 水源)
		給 水 栓	大口町堀尾跡一丁目 58 番地 (大口南部水源)
2	大 口 北 部 水 源	原 水	大口町下小口三丁目 95 番地 (水源)
		給 水 栓	大口町下小口一丁目 134 番地 (下小口学習等共同利用施設)
3	大 口 中 部 水 源	原 水	大口町大屋敷三丁目 134 (水源)
		給 水 栓	大口町秋田二丁目 44 番地 (南部多目的広場)
4	大 口 南 部 水 源	原 水	大口町堀尾跡一丁目 58 番地 (水源)
		給 水 栓	大口町秋田一丁目 174-1 番地 (秋田学習等共同利用施設)
5	北 定 松 水 源	原 水	扶桑町大字高雄字下山 185 番地 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字高雄字下山 121 番地 (大淵児童公園)
6	東 川 水 源	原 水	扶桑町大字高雄字北東川 186 番地 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字高雄字中海道 224 番地 (高雄公園)
7	高 雄 西 部 水 源	原 水	扶桑町大字高雄字宮島 34、35 番地 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字高雄字福塚 99 番地 (福塚児童遊園)
8	南 山 名 水 源	原 水	扶桑町大字南山名字野田浦 58 番地 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字南山名字安戸 93 番地 (安戸児童遊園)
9	小 淵 水 源	原 水	扶桑町大字小淵字宮東ノ切 891 番地 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字小淵字砂原 1088 番地 (木曾川扶桑緑地公園)
10	境 山 水 源	原 水	扶桑町大字斉藤字緑 238 番地 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字斉藤字緑 243 番地 (斉藤公園)
11	斉 藤 水 源	原 水	扶桑町大字柏森字辻田 367 番地 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字斉藤字山神 102 番地 (斉藤学習等共用施設)
12	柏 森 北 部 水 源	原 水	扶桑町大字柏森字甲寺裏 47 番地 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字柏森字長畑 618 番地 (柏森北児童遊園)

13	柏森東部水源	原 水	扶桑町大字柏森字中屋敷 163-5 番地 (水源)
		給 水 栓	扶桑町大字柏森字中切 466 番地 (柏森東児童遊園)
14	柏森南部水源	原 水	扶桑町大字柏森字西前 296 番地 (第 1 水源)
			扶桑町大字柏森字西前 196 番地 (第 2 水源)
		給 水 栓	扶桑町大字齊藤字旭 414 番地 (齊藤南児童遊園)

## 6 臨時の水質検査

次の事例が認められる時は臨時の水質検査を行います。

- ①水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき。
- ②配水管の大規模な工事その他で水道施設が著しく影響を受けたとき、又は、その恐れがあるとき。
- ③その他、特に必要があると認められるとき。

## 7 水質検査方法

今年度水質検査は水道法第 20 条で厚生労働大臣の登録を受けた者に委託し、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）で実施します。

## 8 水質検査計画及び検査結果の公表方法

### (1) 水道水質検査計画の公表

水道水質検査計画は毎年策定し、ホームページ上に掲載します。

### (2) 水質検査結果の公表

水道水質検査計画に基づき行われた水質検査結果を、ホームページ上と広報に掲載します。

## 9 関係者との連携

水質管理を万全なものにするためには関係機関との連携は極めて重要です。

### (1) 国等との連携

厚生労働省及び愛知県等が実施する水質管理に関する調査への協力を行うとともに、安全管理に関する情報提供について情報収集を図ってまいります。

### (2) 県営水道との連携

丹羽広域事務組合水道部の水道水の約 60%は、県営水道から受水した水を水源としています。そのため、県営水道と連携を図り、浄水場での水質状況の把握等の情報収集を行い、安全で安定した水道水の供給に努めます。

平成23年度水道水質検査計画表

水質検査表 <河北配水場>

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設 定 理 由 等		
				検査頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)				
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	8			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	4	2	基準値が変更された為、検査回数を省略しない。		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	2			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	2			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	2		※2	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	2			
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	2			
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			省略不可	4		2	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	0.53			1	2		※2	
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09			1	2		※1	
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	< 0.02	1	2					
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	1	2	※2				
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005	1	2					
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001	4	2	新規項目の為、検査回数を省略しない。				
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001	1	2					
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	2					
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	2	※2				
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	2					
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.11	年4回	省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。		
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002			4				
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.018			4				
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.013			4				
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001			4				
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001			4				
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.024			4				
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.012			4				
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.006			4				
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001			4				
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4						
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	1	2	監視を目的として給水栓と原水にて毎月測定する。		
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02			1	2			
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.01			1	2		※1	
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	< 0.001			1	2			
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	7.3			1	2			
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005	12	12					
37	塩化物イオン	200mg/l以下	10	月1回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。		
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	25	年4回	省略可能	1	2	※2		
39	蒸発残留物	500mg/l以下	61			1	2	※1		
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	2	※2		
41	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に 月1回	発生時期に 毎月	1	2	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。		
42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	< 0.000001			1	2			
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	2	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。		
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	2		※2	
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.8	月1回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。		
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.2			12	2			
47	味	異常なし	異常なし			12	2			
48	臭気	異常なし	異常なし			12	2			
49	色度	5度以下	< 0.5			12	2			
50	濁度	2度以下	< 0.1			12	2			
原水	嫌気性芽胞菌					8		原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)		

備考 ※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。  
 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。  
 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。

平成23年度水道水質検査計画表

水質検査表 <大口北部水源>

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	給水栓			原水検査計画頻度(回/年)	設定理由等	
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度(回/年)			
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)	
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	4	1	基準値が変更された為、検査回数を省略しない。	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1		※2
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1	※2	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.002			4	1	基準の1/5である為、検査回数を省略せず3ヶ月に1回測定する。	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1	※2	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1	※2	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	3.2			4	1	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08			1	1	※1	
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03			1	1	※2	
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	1	1	※2			
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005	1	1	※2			
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001	省略可能	4	1	新規項目の為、検査回数を省略しない。		
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001	1	1	※2			
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1	※2			
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	4	1	1	基準値改正(※2の理由により検査回数省略)		
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1	※2			
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.08	省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。		
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002		4				
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.01		4				
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.008		4				
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.002		4				
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001		4				
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.015		4				
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.007		4				
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.004		4				
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.001		4				
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4					
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.006	省略可能	1	1	※2		
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02		1	1			
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.02		1	1			
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.019		1	1			
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	11		1	1			
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005		1	1			
37	塩化物イオン	200mg/l以下	16	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	60	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5である為、検査回数を省略せず3ヶ月に1回測定する。	
39	蒸発残留物	500mg/l以下	180			4	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。	
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1	※2	
41	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無くかつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。	
42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	< 0.000001			1	1		
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。	
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1		※2
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.4	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。	
46	pH値	5.8以上8.6以下	6.5			12	1		
47	味	異常なし	異常なし			12	1		
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1		
49	色度	5度以下	0.6			12	1		
50	濁度	2度以下	< 0.1			12	1		
原水	嫌気性芽胞菌					4		原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)	
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかな場合省略することができる。								

平成23年度水道水質検査計画表

水質検査表 <大口中部水源>

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設定理由等		
				検査頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)				
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	4	1	基準値が変更された為、検査回数を省略しない。		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		※2	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001			1	1		※1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		※2	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1		※2	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			省略不可	4		1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	4.8			4	1		1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.06			1	1		※2	
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03	1	1					
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	省略可能	4	1	1	新規項目の為、検査回数を省略しない。		
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1			
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001			4	1		※2	
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001			1	1		※2	
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		基準値改正(※1の理由により検査回数省略)	
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.002			1	1		※2	
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001			4	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。	
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.14			4	4			
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002			4	4			
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	< 0.001	4	4					
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.007	4	4					
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001	4	4					
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001	4	4					
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001	4	4					
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.006	4	4					
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	< 0.001	4	4					
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001	4	4					
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4	4					
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.017	省略可能	1	1	※2			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02			1		1		
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.02			1		1		
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.015			1		1		
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	12			1		1		
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1		1		
37	塩化物イオン	200mg/l以下	13	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。		
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	66	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。		
39	蒸発残留物	500mg/l以下	200			4	1			
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02	年4回	省略可能	1	1	※2		
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	< 0.000001			4	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。		
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。		
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	月1回	省略不可	4	1	省略できない項目なので毎月測定する。		
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1		※2	
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	< 0.3			12	1			
46	pH値	5.8以上8.6以下	6.6			12	1			
47	味	異常なし	異常なし			12	1			
48	臭気	異常なし	異常なし	12	1					
49	色度	5度以下	0.9	12	1					
50	濁度	2度以下	< 0.1	12	1					
原水	嫌気性芽胞菌					4		原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)		
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかの場合省略することができる。									



平成23年度水道水質検査計画表

水質検査表 <大口南部水源>

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設定理由等		
				検査頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)				
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	4	1	基準値が変更された為、検査回数を省略しない。		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		※2	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1			
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1			
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			省略不可	4		1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	3.5			4	1		1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08	省略可能	1	1	※1			
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03		1	1	※2			
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002		1	1	※2			
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005		1	1	※2			
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001		4	1	新規項目の為、検査回数を省略しない。			
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001		1	1	※2			
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001		1	1	※2			
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001		1	1	基準値改正(※2の理由により検査回数省略)			
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001		1	1	※2			
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.19		省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。		
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002	4						
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.01	4						
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.008	4						
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001	4						
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001	4						
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.015	4						
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.007	4						
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.004	4						
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001	4						
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4						
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.005	省略可能	1	1	※2			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02		1	1	※1			
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.04		1	1	※2			
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.022		4	1	基準の1/5である為、検査回数を省略せず3ヶ月に1回測定する。			
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	40		1	1	※2			
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005		1	1	※2			
37	塩化物イオン	200mg/l以下	65	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。		
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	83	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。		
39	蒸発残留物	500mg/l以下	240			4	1			
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1		※2	
41	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	< 0.00001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。		
42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	< 0.00001			1	1			
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。		
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1		※2	
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.8			12	1		省略できない項目なので毎月測定する。	
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.2	12	1					
47	味	異常なし	異常なし	12	1					
48	臭気	異常なし	異常なし	12	1					
49	色度	5度以下	2.2	12	1					
50	濁度	2度以下	0.3	12	1					
原水	嫌気性芽胞菌					4		原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)		
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかの場合省略することができる。 水質管理目標設定項目(19項目)及び農薬類(67項目)を測定する。									

平成23年度水道水質検査計画表

水質検査表 <北定松水源>

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設定理由等		
				検査頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)				
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	< 0.001	年4回	省略可能	4	1	基準値が変更された為、検査回数を省略しない。		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	< 0.00005			1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	< 0.001			1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	< 0.001			1	1		※2	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	< 0.001			1	1			
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/1以下	< 0.005			1	1			
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	< 0.001			省略不可	4		1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下	7.8			省略可能	省略可能		12	4
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	0.09	1	1			※1		
12	ホウ素及びその化合物	1mg/1以下	0.06	1	1					
13	四塩化炭素	0.002mg/1以下	< 0.0002	1	1			※2		
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	< 0.005	1	1					
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	< 0.001	4	1			新規項目の為、検査回数を省略しない。		
16	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	< 0.001	1	1			※2		
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	< 0.001	1	1					
18	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下	0.001	1	1			基準値改正(※1の理由により検査回数省略)		
19	ベンゼン	0.01mg/1以下	< 0.001	1	1			※2		
20	塩素酸	0.6mg/1以下	0.11	省略不可	省略可能	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。		
21	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	< 0.002			4				
22	クロロホルム	0.06mg/1以下	< 0.001			4				
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/1以下	< 0.004			4				
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下	< 0.001			4				
25	臭素酸	0.01mg/1以下	< 0.001			4				
26	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	< 0.001			4				
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/1以下	< 0.003			4				
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下	< 0.001			4				
29	ブロモホルム	0.09mg/1以下	< 0.001			4				
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	< 0.003	4						
31	亜鉛及びその化合物	1mg/1以下	< 0.005	省略可能	省略可能	1	1	※2		
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	< 0.02			1	1			
33	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	< 0.01			1	1			
34	銅及びその化合物	1mg/1以下	0.006			1	1			
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	19			1	1			
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	< 0.005			1	1			
37	塩化物イオン	200mg/1以下	14	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。		
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	69	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。		
39	蒸発残留物	500mg/1以下	200			4	1			
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	< 0.02			1	1	※2		
41	ジェオスミン	0.0001mg/1以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。		
42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/1以下	< 0.000001			1	1			
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。		
44	フェノール類	0.005mg/1以下	< 0.0005			1	1		※2	
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/1以下	< 0.3			12	1			
46	pH値	5.8以上8.6以下	6.9	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。		
47	味	異常なし	異常なし			12	1			
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1			
49	色度	5度以下	< 0.5			12	1			
50	濁度	2度以下	< 0.1			12	1			
原水	嫌気性芽胞菌					4		原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)		
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかの場合省略することができる。									

平成23年度水道水質検査計画表

水質検査表 <東川水源>

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設定理由等		
				検査頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)				
1	一般細菌	100個/ml以下	検出せず	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)		
2	大腸菌	不検出	検出せず			12	12			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	4	1	基準値が変更された為、検査回数を省略しない。		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		※2	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1			
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1			
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			省略不可	4		1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	2.1			4	1		1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08			1	1		1	※1
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.04	1	1	1	※2			
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	1	1	1				
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005	省略可能	4	1	1	新規項目の為、検査回数を省略しない。		
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001			1	1		1	
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001			1	1		1	※2
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		1	基準値改正(※2の理由により検査回数省略)
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		1	
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		1	※2
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.09			省略不可	4		4	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002						4	
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.008						4	
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.005	4						
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001	4						
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001	4						
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.01	4						
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.006	4						
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002	4						
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001	4						
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4						
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.05	省略可能	1	1	※2			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02			1		1		
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01			1		1		
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.007			1		1		
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	11			1		1		
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1		1		
37	塩化物イオン	200mg/l以下	13	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。		
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	44	年4回	省略可能	1	1	※1		
39	蒸発残留物	500mg/l以下	130			4	1	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。	
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	※2		
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	< 0.000001			1	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無くかつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000001			1	1	1		
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。		
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1	1	※2	
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.5	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。		
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.4			12	1			
47	味	異常なし	異常なし			12	1			
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1			
49	色度	5度以下	< 0.5			12	1			
50	濁度	2度以下	< 0.1			12	1			
原水	嫌気性芽胞菌					12		原水でクリプト指標菌検査を毎月測定する(レベル2)		
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかなる場合省略することができる。 水道原水において嫌気性芽胞菌と大腸菌の検査を月に1回実施する。									

平成23年度水道水質検査計画表

水質検査表 < 高雄西部水源 >

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設定理由等				
				検査頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)						
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)				
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4					
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	4	1	基準値が変更された為、検査回数を省略しない。				
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1					
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1					
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		※2			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1					
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1					
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			省略不可	4		1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。		
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	4.9			4	1		1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。		
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09			1	1		1	※1		
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.04	1	1	1						
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	1	1	1	※2					
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005	1	1	1						
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001	省略可能	4	1	1	新規項目の為、検査回数を省略しない。				
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001						1	1	1	※2
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001						1	1	1	
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001						1	1	1	基準値改正(※2の理由により検査回数省略)
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001						1	1	1	※2
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.11						4			
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002						4			
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.005						4			
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.004						4			
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.002	4								
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001	省略不可	4			省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。				
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.009						4			
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.004						4			
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002						4			
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001						4			
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003						4			
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.006						1	1		
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02						1	1		
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01						1	1		※2
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.006	1	1							
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	13	1	1							
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005	1	1							
37	塩化物イオン	200mg/l以下	13	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。				
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	63	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。				
39	蒸発残留物	500mg/l以下	140			4	1					
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1	※2				
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。				
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000001			1	1					
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。				
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1		※2			
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.3			12	1					
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.0	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。				
47	味	異常なし	異常なし			12	1					
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1					
49	色度	5度以下	< 0.5			12	1					
50	濁度	2度以下	< 0.1			12	1					
51	原水	嫌気性芽胞菌							4		原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)	

備考 ※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。  
 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。  
 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかの場合省略することができる。

平成23年度水道水質検査計画表

水質検査表 <南山名水源>

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設定理由等		
				検査頻度	検査省略 頻度	検査計画 頻度 (回/年)				
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	4	1	基準値が変更された為、検査回数を省略しない。		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		※2	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1			
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1			
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			省略不可	4		1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	2.4			4	1		1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09			1	1		1	※1
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03	1	1	1	※2			
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	1	1	1				
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005	1	1	1	新規項目の為、検査回数を省略しない。			
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001	4	1	1				
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001	1	1	1	※2			
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1	1	基準値改正(※2の理由により検査回数省略)			
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1	1				
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1	1	※2			
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.10	年4回	省略不可	4	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。			
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002			4				
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.005			4				
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.005			4				
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001			4				
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001			4				
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.007			4				
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.004			4				
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002			4				
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001			4				
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4						
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	1	1	※2		
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1			
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01			1	1			
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.004			1	1			
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	10			1	1			
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1			
37	塩化物イオン	200mg/l以下	13	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。		
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	72	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。		
39	蒸発残留物	500mg/l以下	150			4	1			
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02	年4回	省略可能	1	1	※2		
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	< 0.000001			発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000001	年4回	省略可能	1	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。		
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005			4	1			
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005	月1回	省略不可	1	1	※2		
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.4			12	1			
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.0			12	1			
47	味	異常なし	異常なし			12	1			
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1			
49	色度	5度以下	0.6			12	1			
50	濁度	2度以下	< 0.1	12	1					
原水	嫌気性芽胞菌					4		原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)		
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかの場合省略することができる。									

平成23年度水道水質検査計画表

水質検査表 <小淵水源>

項目No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設定理由等			
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度 (回/年)					
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	4	1	基準値が変更された為、検査回数を省略しない。			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		※2		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			省略不可	4		1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。	
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	1.7			省略可能	省略可能		1	1	※1
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.10						1	1	
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.02	1	1						
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	1	1			※2			
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005	1	1						
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001	4	1			新規項目の為、検査回数を省略しない。			
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001	1	1			※2			
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1						
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1			基準値改正(※2の理由により検査回数省略)			
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	1			※2			
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.10	省略不可	省略可能	4	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。				
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002			4					
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	< 0.001			4					
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	< 0.004			4					
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001			4					
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001			4					
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001			4					
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	< 0.003			4					
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	< 0.001			4					
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001			4					
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4							
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	< 0.005	省略可能	省略可能	1	1	※2			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1				
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01			1	1				
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.004			1	1				
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	7.8			1	1				
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
37	塩化物イオン	200mg/l以下	7.8	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	63	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。			
39	蒸発残留物	500mg/l以下	120			4	1				
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02	年4回	省略可能	1	1	※2			
41	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	< 0.000001			発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。	
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	< 0.000001			1	1				
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。			
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1		※2		
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	< 0.3			12	1				
46	pH値	5.8以上8.6以下	7.1	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
47	味	異常なし	異常なし			12	1				
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1				
49	色度	5度以下	< 0.5			12	1				
50	濁度	2度以下	< 0.1			12	1				
原水	嫌気性芽胞菌					4		原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかの場合省略することができる。										

平成23年度水道水質検査計画表

水質検査表 < 境山水源 >

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	給水栓			原水検査計画頻度(回/年)	設 定 理 由 等	
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度(回/年)			
		(mg/L)							
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)	
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	4	1	基準値が変更された為、検査回数を省略しない。	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1	※2	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.002			4	1	基準の1/5である為、検査回数を省略せず3ヶ月に1回測定する。	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1	※2	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			省略不可	4	1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	7.7			省略可能	12	4	基準の1/2を超過している為、毎月1回測定する。
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.10				1	1	※1
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03		1		1		
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002		1		1	※2	
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005		1		1		
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001		4		1	新規項目の為、検査回数を省略しない。	
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001		1		1	※2	
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001		1		1		
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001		1		1	基準値改正(※2の理由により検査回数省略)	
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001		1		1	※2	
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.08		省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。	
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002			4			
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	< 0.001	4					
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	< 0.004	4					
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001	4					
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001	4					
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001	4					
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	< 0.003	4					
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	< 0.001	4					
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001	4					
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4					
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.006	省略可能	1	1	※2		
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02		1	1			
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01		1	1			
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.024		1	1			
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	9.8		1	1			
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005		1	1			
37	塩化物イオン	200mg/l以下	11	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	70	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3ヶ月に1回測定する。	
39	蒸発残留物	500mg/l以下	180			4	1		
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1	※2	
41	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつかつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。	
42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	< 0.000001			1	1		
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。	
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1	※2	
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	< 0.3					12	1
46	pH値	5.8以上8.6以下	6.5	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。	
47	味	異常なし	異常なし			12	1		
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1		
49	色度	5度以下	< 0.5			12	1		
50	濁度	2度以下	< 0.1			12	1		
原水	嫌気性芽胞菌					4		原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)	
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかかな場合省略することができる。								

平成23年度水道水質検査計画表

水質検査表 < 斎藤水源 >

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	給水栓			原水検査計画頻度(回/年)	設 定 理 由 等			
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度(回/年)					
		(mg/L)									
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	4	1	基準値が変更された為、検査回数を省略しない。			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1				
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		※2		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			省略不可	4		1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。	
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	7.0						12	4	基準の1/2を超過している為、毎月1回測定する。
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09						1	1	※1
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03			1	1	※2			
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002			1	1				
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005		省略可能	1	1	新規項目の為、検査回数を省略しない。			
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001			4	1				
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001			1	1	※2			
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1	基準値改正(※2の理由により検査回数省略)			
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1				
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1	※2			
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.10	年4回	省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。			
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002			4					
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.004			4					
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.005			4					
24	ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001			4					
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001			4					
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.005			4					
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.004			4					
28	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.001			4					
29	プロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001			4					
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4							
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	0.013	年4回	省略可能	1	1	※2			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1				
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01			1	1				
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.005			1	1				
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	13			1	1				
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1				
37	塩化物イオン	200mg/l以下	13	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	70	年4回	省略可能	4	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3ヶ月に1回測定する。			
39	蒸発残留物	500mg/l以下	170			4	1				
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1	※2			
41	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつかつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。			
42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	< 0.000001			1	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。			
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	1				
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1	※2			
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.3	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。			
46	pH値	5.8以上8.6以下	6.9			12	1				
47	味	異常なし	異常なし			12	1				
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1				
49	色度	5度以下	0.5			12	1				
50	濁度	2度以下	< 0.1			12	1				
原水	嫌気性芽胞菌						4	原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)			
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかなる場合省略することができる。										



平成23年度水道水質検査計画表

水質検査表 < 柏森北部水源 >

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓			原水検査 計画頻度 (回/年)	設定理由等		
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度 (回/年)				
		(mg/L)								
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	4			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	4	1	基準値が変更された為、検査回数を省略しない。		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	1			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		※2	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001			1	1		※1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	1		※2	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	1		※2	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			省略不可	4		1	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	4.6			省略可能	4		4	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09				1		1	※1
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03		1		1			
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002		1		1	※2		
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005		1		1			
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001		4		1	新規項目の為、検査回数を省略しない。		
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001		1		1	※2		
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001		1		1			
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001		1		1	基準値改正（※2の理由により検査回数省略）		
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001		1		1	※2		
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.10		省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。		
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002			4				
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.008	4						
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	0.006	4						
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001	4						
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001	4						
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.011	4						
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.006	4						
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.003	4						
29	ブロモホルム	0.09mg/l以下	< 0.001	4						
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003	4						
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	< 0.005	省略可能	1	1	※2			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02		1	1				
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01		1	1				
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.006		1	1				
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	10		1	1				
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005		1	1				
37	塩化物イオン	200mg/l以下	12	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。		
38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	51	年4回	省略可能	1	1	※1		
39	蒸発残留物	500mg/l以下	130			4	1	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。		
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	1	※2		
41	ジェオスミン	0.0001mg/l以下	< 0.000001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無くかつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。		
42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	< 0.000001	年4回	省略可能	1	1	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。		
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005			4	1			
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	1		※2	
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.4	月1回	省略不可	12	1	省略できない項目なので毎月測定する。		
46	pH値	5.8以上8.6以下	6.9			12	1			
47	味	異常なし	異常なし			12	1			
48	臭気	異常なし	異常なし			12	1			
49	色度	5度以下	< 0.5			12	1			
50	濁度	2度以下	< 0.1			12	1			
原水	嫌気性芽胞菌					4		原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する（レベル2）		
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかなる場合省略することができる。									

平成23年度水道水質検査計画表

水質検査表 < 柏森東部水源 >

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	給水栓		原水検査計画頻度(回/年)	設定理由等		
				検査頻度	検査省略頻度				
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	2	1		
2	大腸菌	不検出	検出しない			2	9		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/1以下	< 0.001	年4回	省略可能	1	1		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/1以下	< 0.00005			1	1		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/1以下	< 0.001			1	1		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/1以下	< 0.001			1	1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/1以下	< 0.001			1	1		
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/1以下	< 0.005			1	1		
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/1以下	< 0.001			省略不可	1	1	
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下	5.9			省略可能	省略可能	2	3
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/1以下	0.10					1	1
12	ホウ素及びその化合物	1mg/1以下	0.03					1	1
13	四塩化炭素	0.002mg/1以下	< 0.0002	1	1				
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下	< 0.005	1	1				
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下	< 0.001	1	1				
16	ジクロロメタン	0.02mg/1以下	< 0.001	1	1				
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下	< 0.001	1	1				
18	トリクロロエチレン	0.03mg/1以下	< 0.001	1	1				
19	ベンゼン	0.01mg/1以下	< 0.001	1	1				
20	塩素酸	0.6mg/1以下	0.09	省略不可	省略不可	1			
21	クロロ酢酸	0.02mg/1以下	< 0.002			1			
22	クロロホルム	0.06mg/1以下	0.006			1			
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/1以下	0.006			1			
24	ジブromクロロメタン	0.1mg/1以下	< 0.001			1			
25	臭素酸	0.01mg/1以下	< 0.001			1			
26	総トリハロメタン	0.1mg/1以下	0.008			1			
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/1以下	0.005			1			
28	ブromジクロロメタン	0.03mg/1以下	0.002			1			
29	ブromホルム	0.09mg/1以下	< 0.001			1			
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下	< 0.003	省略可能	省略可能	1			
31	亜鉛及びその化合物	1mg/1以下	0.009			1	1		
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/1以下	< 0.02			1	1		
33	鉄及びその化合物	0.3mg/1以下	< 0.01			1	1		
34	銅及びその化合物	1mg/1以下	0.007			1	1		
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/1以下	11			1	1		
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/1以下	< 0.005	1	1				
37	塩化物イオン	200mg/1以下	13	月1回	省略不可	2	1		
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下	56	年4回	省略可能	1	1		
39	蒸発残留物	500mg/1以下	150			1	1		
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下	< 0.02	年4回	省略可能	1	1		
41	ジェオスミン	0.00001mg/1以下	< 0.000001			発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	1
42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下	< 0.000001			1	1		
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下	< 0.005			1	1		
44	フェノール類	0.005mg/1以下	< 0.0005			1	1		
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/1以下	0.4	月1回	省略不可	2	1		
46	pH値	5.8以上8.6以下	6.7			2	1		
47	味	異常なし	異常なし			2	1		
48	臭気	異常なし	異常なし			2	1		
49	色度	5度以下	< 0.5			2	1		
50	濁度	2度以下	< 0.1			2	1		
原水	嫌気性芽胞菌					9			
備考	<p>※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略することができる。</p> <p>※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。</p> <p>※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかの場合省略することができる。 水道原水において嫌気性芽胞菌と大腸菌の検査を月に1回実施する。</p> <p>※4 平成23年6月から平成23年8月まで施設の改良工事を施行。(工事期間中は柏森北部水源より給水) 平成23年9月から柏森北部水源に施設統合されるため、柏森東部水源の給水栓検査は削除。原水是水質検査の対象とする。</p>								

※4

平成23年度水道水質検査計画表

水質検査表 < 柏森南部水源 >

項目No.	水質基準項目	基準値	過去3年間最高値	給水栓			原水検査計画頻度(回/年)	設定理由等		
				検査頻度	検査省略頻度	検査計画頻度(回/年)				
		(mg/L)								
1	一般細菌	100個/ml以下	検出しない	月1回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。水源においてクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)		
2	大腸菌	不検出	検出しない			12	8			
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	< 0.001	年4回	省略可能	4	2	基準値が変更された為、検査回数を省略しない。		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	< 0.00005			1	2			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	2			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	2		※2	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	< 0.001			1	2			
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005			1	2			
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	< 0.001			省略不可	4		2	省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	7.0			省略可能	12		8	基準の1/2を超過している為、毎月1回測定する。
11	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.09	1	2		※1			
12	ホウ素及びその化合物	1mg/l以下	0.03	1	2		※2			
13	四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	1	2					
14	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	< 0.005	1	2		※2			
15	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	< 0.001	4	2			新規項目の為、検査回数を省略しない。		
16	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.001	1	2		※2			
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	2		基準値改正(※2の理由により検査回数省略)			
18	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	2					
19	ベンゼン	0.01mg/l以下	< 0.001	1	2		※2			
20	塩素酸	0.6mg/l以下	0.10	省略不可	4		省略できない項目なので3ヶ月に1回測定する。			
21	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002		4					
22	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.006		4					
23	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	< 0.004		4					
24	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	< 0.001		4					
25	臭素酸	0.01mg/l以下	< 0.001		4					
26	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.008		4					
27	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	0.004		4					
28	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.002		4					
29	ブromホルム	0.09mg/l以下	< 0.001		4					
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	< 0.003		4					
31	亜鉛及びその化合物	1mg/l以下	< 0.005	省略可能	1	2	※2			
32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02		1	2				
33	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	< 0.01		1	2				
34	銅及びその化合物	1mg/l以下	0.006		1	2				
35	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	11		1	2				
36	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005		1	2				
37	塩化物イオン	200mg/l以下	13	月1回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。		
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	62	年4回	省略可能	4	2	基準の1/5を超過している為、検査回数を省略せず3月に1回測定する。		
39	蒸発残留物	500mg/l以下	160			4	2			
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02			1	2	※2		
41	ジオスミン	0.0001mg/l以下	< 0.00001	発生時期に月1回	発生時期に毎月	1	2	過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無かつかつ原水並びにその周辺の状況を勘案し、発生しやすい夏場に1回測定する。		
42	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下	< 0.00001			1	2			
43	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	年4回	省略可能	4	2	基準の1/5が確認出来ないため省略しない。		
44	フェノール類	0.005mg/l以下	< 0.0005			1	2		※2	
45	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	0.3	月1回	省略不可	12	2	省略できない項目なので毎月測定する。		
46	pH値	5.8以上8.6以下	6.7			12	2			
47	味	異常なし	異常なし			12	2			
48	臭気	異常なし	異常なし			12	2			
49	色度	5度以下	< 0.5			12	2			
50	濁度	2度以下	< 0.1			12	2			
原水	嫌気性芽胞菌					8		原水でクリプト指標菌検査を3ヶ月毎に測定する(レベル2)		
備考	※1 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/5以下であるときは、概ね1年に1回以上に省略する事ができる。 ※2 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の1/10以下であるときは、概ね3年に1回以上に省略することができる。 ※3 過去の検査結果が基準の1/2を超えたことが無く、かつ原水等の状況を勘案し検査を行う必要が無いことが明らかの場合省略することができる。									

平23年度水道水質検査計画表

表15

水質検査表 <大口南部水源>

番号	目標管理設定項目	目標値 (mg/L)	検査頻度		省 略 理 由
			原水	給水栓	
1	アンチモン及びその化合物	0.015	1		原水の状況を確認する項目
2	ウラン及びその化合物	0.002	1		〃
3	ニッケル及びその化合物	0.01		1	給水管等の状況を確認する項目
4	亜硝酸態窒素	0.05	1		原水の状況を確認する項目
5	1,2-ジクロロエタン	0.004	1		〃
7	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	1		原水の状況を確認する項目
8	トルエン	0.4	1		〃
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1	1		〃
10	亜塩素酸	0.6			二酸化塩素を使用していないため削除
12	二酸化塩素	0.6			二酸化塩素を使用していないため削除
13	ジクロロアセトニトリル	0.01		1	給水栓で測定する消毒副生成物
14	抱水クロラール	0.02		1	〃
15	農薬類(別紙)	検出値と目標値の比の和として1以下	1		原水の状況を確認する項目
16	残留塩素	1			毎日検査で測定しているため削除
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100			基準項目で測定しているため削除
18	マンガン及びその化合物	0.01			基準項目で測定しているため削除
19	遊離炭酸	20	1	1	原水の状況を確認する項目
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	1		〃
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	1		〃
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	1		TOCとの相関を確認する為の項目
23	臭気強度(TON)	3		1	使用する薬品や資機材の状況を確認する項目
24	蒸発残留物	30~200			基準項目で測定しているため削除
25	濁度	1			基準項目で測定しているため削除
26	pH値	7.5程度			基準項目で測定しているため削除
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1		原水の状況を確認する項目
28	従属栄養細菌	2000[/ml]		1	給水栓で測定する項目
29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	1		原水の状況を確認する項目
30	アルミニウム及びその化合物	0.1			基準項目で測定しているため削除
			14	6	

※ No.6及びNo.11は項目から削除され欠番

※ 水質管理目標設定項目の一部改正

No. 8 トルエン目標値 改正前(旧)0. 2mg/Lから改正後(新)0. 4mg/L

No.15 農薬類の目標値改正については、別紙参照

平成23年度水道水質検査計画表

表15-2

水質検査表 <大口径南部水源>

No.	農薬検査項目	目標値 (mg/L)	検査頻度(実施年度別)			
			平成23年	平成24年	平成25年	
1	チウラム	0.02	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
2	シマジン(CAT)	0.003			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
3	チオベンカルブ	0.02			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
4	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002		1		HS-GC-MS
5	イソキサチオン	0.008			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
6	ダイアジノン	0.005			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
7	フェントロチオン(MEP)	0.003			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
8	イソプロチオラン(IPT)	0.04			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
9	クロタロニル(TPN)	0.05			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
10	プロピザミド	0.05			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
11	ジクロルボス(DDVP)	0.008			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
12	フェノブカルブ(BPMC)	0.03			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
13	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
14	CNP-アミノ体	-			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
15	イプロベンホス(IBP)	0.008			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
16	EPN	0.004			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
17	ベンタゾン	0.2	1			固相抽出LC-MS(N)
18	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005	1			固相抽出LC-MS(N)
19	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.03	1			固相抽出LC-MS(N)
20	トリクロピル	0.006	1			固相抽出LC-MS(N)
21	アセフェート	0.08		1		固相抽出LC-MS(P)
22	イソフェンホス	0.001			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
23	クロルピリホス	0.003			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
24	トリクロロホン(DEP)	0.03			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
25	ピリダフェンチオン	0.002			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
26	イプロジオン	0.3			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
27	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
28	オキシシン銅	0.04	1			固相抽出LC-MS(P)
29	キャプタン	0.3			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
30	クロルネブ	0.05			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
31	トルクロホスメチル	0.2			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
32	フルトラニル	0.2			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
33	ペンシクロン	0.1			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
34	メタラキシル	0.06			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
35	メプロニル	0.1			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
36	アシュラム	0.2	1			固相抽出LC-MS(P)
37	ジチオピル	0.008			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
38	テルブカルブ(MBPMC)	0.02			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
39	ナプロパミド	0.03			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
40	ピリブチカルブ	0.02			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
41	ブタミホス	0.02			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
42	ベンスリド(SAP)	0.1	1			固相抽出LC-MS(P)
43	ベンフルラリン(バスロジン)	0.08			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
44	ペンディメタリン	0.1			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
45	メコプロップ(MCPP)	0.005	1			固相抽出LC-MS(N)
46	メチルダイムロン	0.03			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
47	アラクロール	0.01			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
48	カルバリル(NAC)	0.05	1			固相抽出LC-MS(P)
49	エディフェンホス(EDDP)	0.006			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
50	ピロキロン	0.04			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
51	フサライド	0.1			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
52	メフェナセット	0.009			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
53	プレチラクロール	0.05			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
54	イソプロカルブ(MIPC)	0.01			1	固相抽出GC-MS 一斉分析

No.	農薬検査項目	目標値 (mg/L)	検査頻度(実施年度別)			
			平成23年	平成24年	平成25年	
55	チオファネートメチル	0.3	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
56	テニクロール	0.2			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
57	メチダチオン(DMTP)	0.004			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
58	カルプロパミド	0.04	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
59	プロモブチド	0.04			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
60	モリネート	0.005			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
61	プロシミドン	0.09			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
62	アニロホス	0.003			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
63	アトラジン	0.01			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
64	ダラボン	0.08	1			固相抽出LC-MS(N) 一斉分析
65	ジクロベニル(DBN)	0.01			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
66	ジメトエート	0.05			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
67	ジクワット	0.005		1		固相抽出HPLC 一斉分析
68	ジウロン(DCMU)	0.02	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
69	エンドスルファン	0.01			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
70	エトフェンプロックス	0.08			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
71	フェンチオン(MPP)	0.001			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
72	グリホサート	2		1		HPLCホストグラム
73	マラソン(マラチオン)	0.05			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
74	メソミル	0.03	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
75	ベノミル	0.02	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
76	ペンフラカルブ	0.04	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
77	シメリン	0.03			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
78	ジメピペレート	0.003			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
79	フェントエート(PAP)	0.004			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
80	ブプロフェジン	0.02			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
81	エチルチオメトン	0.004			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
82	プロベナゾール	0.05	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
83	エスプロカルブ	0.01			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
84	ダイムロン	0.8	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
85	ビフェノックス	0.2			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
86	ベンスルフロンメチル	0.4	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
87	トリシクラゾール	0.08	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
88	ピペロホス	0.0009			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
89	ジメタメリン	0.02			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
90	アゾキシストロビン	0.5	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
91	イミノクタジン酢酸塩	0.006		1		LC-MS-MS
92	ホセチル	2		1		LC-MS(N)
93	ポリカーバメート	0.03		1		LC-MS(N)
94	ハロスルフロンメチル	0.3	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
95	フラザスルフロン	0.03	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
96	チオジカルブ	0.08	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
97	プロピコナゾール	0.05			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
98	シデュロン	0.3	1			固相抽出LC-MS(P) 一斉分析
99	ピリプロキシフェン	0.2			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
100	トリフルラリン	0.06			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
101	カフェンストロール	0.008			1	固相抽出GC-MS 一斉分析
102	フィプロニル	0.0005			1	固相抽出LC-MS(N) 一斉分析
			26	7	69	

水質管理目標設定項目(農薬類)の一部改正

No.	農薬検査項目	改正後(新)	改正前(旧)
33	ペンシクロン	0.10	0.04
34	メタラキシル	0.06	0.05
41	ブタミホス	0.02	0.01
53	プレチラクロール	0.05	0.04